

令和4年2月3日

学 生 各 位

教育担当副学長

加 藤 光 保

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響による、家庭の経済状況の悪化、学修環境の確保困難、研究や論文執筆等の継続困難、渡日や海外留学の困難等の事由により、学生が様々な不利益を被る可能性があることに鑑み、令和4年度における休学等の身分異動、授業料の徴収猶予等に関する特別措置を定めました。下記の各措置を希望する方は、早急に所属する支援室の教務担当に申請手続き等について確認してください。

記

【休学に関する特別措置について】

1. 休学期間

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由により休学したい場合は、所属する教育組織等の長の許可を得て休学できます。当該事由により休学する場合は、学群学則及び大学院学則に規定する通常の休学期間（例：学群であれば通算3年まで）に含まれません。（特別措置の休学とは別に、通常の休学は通算3年可能です。すでに通算3年通常の休学をしている方でも特別措置で休学することができます）。ただし、この措置は令和4年度内に限りです。（令和2年度及び令和3年度の特別措置により休学していた場合でも、通常の休学期間には算入されません。）

なお、特別措置による休学であっても、通常の休学同様に修業年限及び在学年限に含めないため、標準の修業年限（例：医学類以外の学群は4年間）で卒業・修了することができませんので、標準の修業年限で卒業・修了を希望する場合は、ご注意ください。

また、授業料免除等を申請している場合は、申請を取り下げいただくことがありますので、ご注意ください。

2. 休学期間の延長

通常、連続して休学できる期間は2年までですが、特別措置による休学に限り、令和2年度及び3年度に休学したのち、なおも当該感染症事由で復学が困難な場合は、所属する教育組織等の長の許可を得て、令和4年度内であれば連続3年目の延長が可能です。

3. 休学の遡及適用

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由により遡って休学したい場合は、所属する教育組織等の長の許可を得て、当該学期内に限り遡及休学が可能です。ただし、遡及で許可された休学期間の授業料は免除となりませんので、ご注意ください。

4. 休学取消の遡及適用

1. により休学した場合で諸事情により休学を取り消す場合、また、留学を目的として休学したが、留学に行くことができなくなったこと等により休学を取り消す場合は、所属する教育組織等の長の許可を得て、遡って復学することが可能です。

なお、復学した場合、当該期間の授業料を徴収することとなりますので、ご注意ください。

【長期履修に関する特別措置について】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由により、長期履修を希望する場合は、所属する教育組織等の長の許可を得て、従来の年単位に加えて、学期単位でも長期履修ができることとしました。ただし、実際には教育課程により事情が異なりますので、クラス担任や指導教員とよく相談してください。また、従来では最終年次の学生は長期履修を申請できませんでしたが、特別措置により最終年次の学生（留年者含む）も長期履修の申請を可能としました。

【在学年限に関する特別措置について】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由により、在学年限を超える見込みであって、在学年限の延長を希望する場合は、所属する教育組織等の長の許可を得て、在学期間の延長を可能としました。

【入学時期に関する特別措置について】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由により、例えば、渡日（来学）できない状況で、オンラインでは学修や研究の進捗に著しく問題があるような分野の場合は、所属する教育組織等の長の許可を得る等により、入学時期を変更することも可能としました。

【授業料の徴収猶予に関する特別措置について】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由により、納付時期までに入学料又は授業料

の納付が困難である旨の申出があった場合は、第1期の授業料を8月末日まで、入学料及び第2期の授業料を2月末日まで徴収猶予することを可能としました。

【他大学の授業科目の履修に係る特別措置について】

令和4年度においては、他大学又は外国の大学等の授業科目をオンラインで履修する場合は、届出により履修できることとしました。なお、履修終了後は、単位認定申請書又はオンライン履修報告書の提出が必要です。手続きの詳細は、履修の開始前に、支援室教務担当（総合学域群はアカデミックサポートセンター）へ相談してください。

以上